

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 生活排水課 | 整理番号 | 2-1 |
|-----------------------|---|-------|------|-----|
| 処分の種類 | 設置後等の水質検査についての措置命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 浄化槽法第7条の2第3項 | | | |
| 処分の概要 | 浄化槽の設置後等の水質検査の受検を命ずる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>* 審査基準未設定 法令等の規定において言い尽くされているため。</p> <p>(参考)浄化槽法第7条の2第2項</p> <p>浄化槽法第7条の2第2項 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |